

## 主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を不支給とし回収する旨の変更決定処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、給食製造の業務に従事していたところ、同年〇月〇日、同僚の先輩労働者から暴行を受け負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「顔面打撲症」等の傷病名で療養を開始し、また、暴行を受けたショックにより一睡もできないことがあり、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「重度ストレス反応」と診断され、療養を継続した。

請求人は、療養のために労働することができなかつたとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件災害を業務上の事由によるものと認めた上で、同年〇月〇日、これを支給した。

一方、請求人と会社は双方弁護士を代理人として、平成〇年〇月〇日付けで「合意書」を取り交わし示談した（以下、この示談を「本件示談」といい、同示談に係る合意書を「本件合意書」という。）。本件合意書によれば、要旨、会社は、請求人に対し「解決金」として〇円の支払義務のあることを認めるとともに、請求人と会社との間には当該解決金（以下「本件解決金」という。）の支払等のほか、何らの債権債務のないことを確認するという内容であった。

監督署長は、本件示談を受け、休業補償給付については真正な全部示談後の労

災保険給付であるとして、平成〇年〇月〇日付けでこれを不支給とし、回収する旨の変更決定処分（以下「本件変更決定処分」という。）を行った。

請求人は、本件変更決定処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

（略）

## 第4 争点

本件の争点は、本件解決金が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付相当分を含むか否かにある。

## 第5 審査資料

（略）

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

（略）

### 2 当審査会の判断

（1）本件災害は、労働者災害補償保険に係る保険関係外の第三者であるEの請求人への加害行為によって発生した第三者行為災害であるものの、Eは、請求人と同一の事業主に雇用されている同僚であり、請求人がEと同一の作業場所で業務に従事していたときに同人から暴行を受けて負傷したものである。

こうしたことから、請求人及び請求代理人は、本件災害は、会社が事業場において従業員が安全に業務に従事できるように十分に指揮監督する安全配慮義務の履行を怠ったことにより発生したものであるとして、会社に対して損害賠償を請求し、結果として会社と請求人との間で本件示談が成立し、本件合意書に基づき会社から請求人に対して本件解決金〇円が支払われたものである。

（2）労働者災害補償保険法第64条第2項によれば、労災保険給付の原因である労災事故が、事業主の有責な行為又は事業主の直接的な行為はなくても事業主の責任の下に生じ、その結果、事業主が被災労働者等に対して民法等に基づく

損害賠償責任を負う場合、事業主から労災保険給付によっててん補される損害をてん補する部分について損害賠償が行われたときは、労災保険給付をしないことができる」とされているところ、上記（１）の経緯に鑑みると、本件については、本件解決金の中に労災保険給付である休業補償給付によっててん補される損害をてん補する部分が含まれるか否かを判断するものであるもので、検討すると、次のとおりである。

- （３）本件合意書によれば、第２条第１項において、要旨、会社は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日に請求人が会社の作業所でEから暴行を受け、ストレス障害等の傷害を負った件（以下「本件」という。）に関する解決金として〇円の支払義務のあることを認めるとされているところ、同記載からは本件解決金の性格、その内訳は明らかではない。もっとも、本件合意書第１条及び第３条によれば、請求人が平成〇年〇月〇日をもって会社都合退職とされたことの確認がなされており、また、請求人の代理人であるF弁護士及びG弁護士作成の会社代表取締役H宛て平成〇年〇月〇日付け「通知書」と題する書面によれば、同通知は損害賠償を求める趣旨であるところ、その内容の１つとして、「労災申請への協力」との文言が確認できる。そして、本件解決金の中に労災保険給付部分によってカバーする損害を含めるなどの合意が、会社と請求人との間でなされたことを明らかにする文書は存在しない。

上記の各記載、更に本件示談成立に至る経緯、時期等を踏まえると、本件合意書の内容をもって、請求人が労災補償給付請求債権を放棄したものとみることは困難であると思料する。

- （４）以上のことを踏まえると、当審査会としては、本件解決金の中に休業補償給付相当分が含まれていると認定することはできず、本件解決金は全て労災保険給付の上積みとして行われる賠償と評価して、労災保険給付の支給調整を行うべきではないと判断する。

- ３ 以上のとおりであるから、監督署長が本件解決金に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付相当分が含まれていることを前提として、請求人に対してした本件変更決定処分は失当であり、取り消されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。